

【新制度】 ～新たに住宅を取得し、転入された方へ～ 移住定住促進事業地域商品券交付について

陸前高田市では、市内への移住定住を促進し、地域経済の活性化を図るため、陸前高田市へ移住された方の住宅建築費、購入費、改修費を支援

【新たな対象者】

令和3年4月1日以降に本市に転入し転入から遡って1年以内に市内に住宅を取得した者、令和3年4月1日以降に市内に住宅を取得し住宅を取得した日から遡って3年以内に転入した者であって、次のいずれにも該当する者（ただし、陸前高田市地域おこし協力隊の委嘱者については、委嘱期間終了日から3年以内かつ令和3年4月1日以降に市内に住宅を取得した者）。

- ① 市内に住所を有し、今後も本市に定住する意思があること（ただし、過去に本市に住所を有していた場合（Uターン）は、最後に本市に転入した日から遡って5年以上市外に住所を有していた場合に限る）。
- ② 取得した住宅の所有権割合が、世帯員全員で2分の1以上であること。
- ③ 住宅を購入した場合にあつては、世帯員の3親等以内の親族以外の者から購入していること。
- ④ 世帯員及び同居人全員が過去にこの要綱による助成を受けていないこと。

申請者、同一世帯員、同居人が次に該当する場合は対象となりません（一部抜粋）。

- ・本市で被災し、被災者生活再建支援金を受給した者
- ・被災関連定住支援事業費補助金を受給した者
- ・賃借又は売却を目的として住宅を取得した者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

【対象経費】

- ① 住宅の建築費又は購入費
（当該住宅の敷地の購入費を除く）
- ② 中古住宅の購入に伴う改修工事費

【助成額】 経費の5分の1以内で、上限100万円
（ただし申請者がUターンの場合は上限30万円）

【交付方法】 商品券による

【この制度についての問合せ先】 陸前高田市 地域振興部 観光交流課

電話：0192-54-2111（内線412）／ FAX：0192-54-3888

【ホームページ】 <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/>

【税について】

確定申告において、住宅借入金等特別控除を受けられる方は、住宅の取得価額から当商品券の価額を差し引くことになります。

【確定申告についてのお問い合わせは大船渡税務署まで】 代表0192-26-3481